

## 令和 8 年度シティプロモーション推進業務仕様書(案)

### 1. 総則

#### 1 適用範囲

本仕様書は「令和 8 年度シティプロモーション推進業務」(以下、「本業務」という。)に適用する。

#### 2 法令等の遵守

受託者は、本業務の実施に当たっては、関連する法令を遵守しなければならない。

#### 3 再委託の禁止

受託者は、本業務の全部又は一部を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ本市の承諾を得たときはこの限りではない。

#### 4 秘密の保持

- (1) 受託者は、本業務の遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 本業務終了後においても、当該情報の適正な管理のため、必要な措置を講じなければならない。

#### 5 個人情報の保護

本業務の遂行上知り得た個人情報の取り扱いについては、当該情報の漏洩、滅失等に特段の配慮を払うと共に長岡京市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守しなければならない。

#### 6 検査について

受託者は本業務完了後、成果品を速やかに本市に納品しその検査を受けなければならない。ただし、受託者の責めに帰すべき事由及び市の検査により不当であると認められる場合は、その内容の訂正、修正等を行わなければならない。

#### 7 疑義等について

本仕様書の定めのない事項またはその内容について疑義が生じた場合は、本市及び受託者で協議し定めるものとする。

## 2. 業務内容

1 委託業務名 令和 8 年度シティプロモーション推進業務

2 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

3 履行場所 本市が指定する場所

## 4 事業目的・概要

本市では、総合計画において「住みたい」「住み続けたい」まちをめざし、シティプロモーション推進事業を進めています。平成 28 年度には「長岡京市シティプロモーションガイドライン」を策定し、以降オウンドメディアとして「SENSE NAGAOKAKYU」ウェブサイトや Instagram を立ち上げるとともに、市公式 LINE を活用した魅力発信を展開してきたところです。あわせて、市民ライターやアンバサダーを育成することで、市民等が口コミで情報発信を行い、拡散できる仕組み作りにも取り組んでいます。令和 8 年度以降は、引き続きこれらのメディアや仕組みを活用しつつ、新たに転入や定住につながる情報発信を強化するため、ウェブサイトのリニューアル等の事業を展開していきます。

## 5 参考指標

以下の指標をめざして事業を推進していきます。

▶転入者が SENSE NAGAOKAKYU のウェブサイトや SNS を閲覧した割合(アンケート実施予定)

現状:令和 8 年度から毎年アンケートを実施し、その割合を増加させていく。

▶SENSE NAGAOKAKYU Instagram フォロワー数

現状:1.6 万人(R8 年 2 月現在) →毎年増加させる

▶ふるさと納税寄附件数

現状:9,344 件(R6 年度実績) →毎年 1 万件以上をめざす

▶ふるさと納税返礼品登録数

現状:366 件(R6 年度末時点) →毎年 10 件以上増やす

## 6 委託業務内容

### (1)WEB サイト構築(リニューアル)

サイトの構築にあたっては、以下の点に留意いただき提案してください。

- ・ 転入・定住希望者が必要な情報を取得しやすいコンテンツ分類・情報導線とすること。
- ・ 市民ライター記事への誘導ができるコンテンツを準備すること。
- ・ 現行 URL:<https://sense-nagaokakyo.city.nagaokakyo.lg.jp/>

を引き続き利用すること。

- ・ サイト構成、デザイン、導線設計、コーディングを含む。
- ・ PC・スマートフォン等に対応したレスポンシブデザインとする。
- ・ CMS(例:WordPress 等)を導入し、市職員が更新できるよう設定すること。
- ・ SEO を考慮し、Google Analytics 等の解析ツールを設定すること。
- ・ 履行期間中のサイト運用にかかる一切の諸経費は受託者の負担とする。
- ・ サイトデザインは、発注者と協議のうえ、決定すること。

## (2) 現行サイト記事の移行

- ・ 現行サイト記事(約 340 件)を整理・再構成し、新サイトへ移行する。  
現行 URL:<https://sense-nagaokakyo.city.nagaokakyo.lg.jp/>
- ・ URL や画像のリンク切れが生じないよう適切に対応する。

## (3) 魅力発信サイトの運用

受託者は、提案内容に基づき、以下の内容を反映したサイト運用を行う。

- ・ 市と協議のうえテーマを設定し、年間 24 本(目安:月1~2本)の記事を作成・投稿する。(例:転入者インタビュー、子育て環境紹介、暮らし特集等)
- ・ 記事作成は、取材、ライティング、撮影、CMS 等での入力を含む。
- ・ 公開前に市の確認・承認を得るものとする。
- ・ 記事以外のサイト上に公開している情報の更新が必要となった場合、発注者と協議の上、適宜テキストの調整等を行う。
- ・ 受託者は WEB サイト移行までの間は、長岡京市魅力発信サイト「SENSE NAGAOKAKYO」は株式会社サイバーエージェントが提供するウェブサイト無料制作サービス「Ameba Ownd」を利用する。  
サイト URL:<https://sense-nagaokakyo.city.nagaokakyo.lg.jp/>
- ・ 受託者は「Ameba Ownd」を利用するために必要となるアカウントを取得し、発注者はエディター、ライターその他必要に応じた権限を受託者取得のアカウントに付与する
- ・ 「Ameba Ownd」を利用期間中は、プレミアムプランを利用することとし、受託者は履行期間中にかかる費用を負担すること。
- ・ 受託者は、公開に必要となる写真、テキストその他の情報を入力し、最終的な公開権限及び公開作業は発注者が行うものとする。
- ・ 受託者は、サイトに公開する記事に基づき、発注者と協議の上、SNS 掲載用の文面等を適宜調製するものとする。
- ・ 受託者は、サイトに掲載又はその取材のために取得する個人情報の取り扱いにあつては、長岡京市個人情報の保護に関する法律施行条例及びセキュリティポリシーを遵守し、発注者の指示に従うこと。取材対象者に対しては、個人情報の取得及び利用

する旨の同意書を必ず徴取し、発注者に提出すること。

(4)シティプロモーションガイドライン及び第3期展開計画(令和8年3月策定予定)に沿って行う市のシティプロモーション事業の実施・コーディネート

- ア 事業の展開について総合的なコーディネートを行い、事業の企画等について適宜助言・提案を行う。
- イ 上記業務内容を推進するため、広報発信課の他、事業担当課等との会議・打ち合わせを行う(オンライン可)。
- ウ 必要に応じて、著名人や団体・法人とのコラボレーション企画、誘致、折衝等の渉外活動を行う。
- エ 必要に応じて、市職員又は関係団体に対する講演・研修を実施する。
- オ その他、業務遂行上必要となるデータ収集、先進地事例の調査、補助・助成制度の調査等の情報収集を行う。

(5)事業の効果的な情報発信

- ア 現在、運用している Instagram アカウント(@sense\_nagaokakyo)を活用し、事業ごとに適切なタイミングで発信を行う。テーマ性や更新頻度は、原則維持すること。(ストーリーズ:月30~50回程度/フィード投稿:月16回程度)投稿にはリポスト等も含む。なお、リポスト等にかかる他アカウントとの交流・調整(DMでのやりとり等)についても受託業務に含む。ただし、状況により市と協議する。
- イ 有料広告を活用する場合は、その手配・実施を行う。
- ウ 有料広告の各事業への配分については発注者と協議の上、決定する。
- エ その他事業をブラッシュアップするために必要な経費は本業務に含む。

(6)ふるさと納税等を通じて築いた関係人口を活用したプロモーション

- ・ 提案に基づき、年1回以上イベント等の事業を実施すること。
- ・ 紙媒体を作成し、案内等を年1回以上行う。なお、媒体の作成は市と協働で行う。

(7)情報発信の担い手の養成および市民団体等活用について

- ・ 市民ライター<sup>※1</sup>および市民団体が作成する WEB 記事の企画・取材・撮影・執筆等の補助を年間20本以内で行う。記事掲載に至るまでの進捗管理等も行うこと。また記事作成者には1記事あたり5,000円(税抜き)以上の謝礼を支払うこととする。
- ・ SENSE 長岡京公式アンバサダー<sup>※2</sup> および市民ライター向けに、効果的な情報発信をするため、またメンバーの交流を深めるための講座を年1回以上実施すること。

※1 市民ライターは、市が提供したツール(広報紙・SENSE NAGAOKAKYO WEB サイト)を使用し、地域の魅力を発信する市民等。(過去に市民ライター養成講座を受講

するなどした市民が中心。現在、活動希望者は 20 名程度)

※2 SENSE 長岡京公式アンバサダーは、Instagram を活用して、地域の魅力を発信する市民等。令和6年度に制度がプレススタートし、令和 8 年度には第2期メンバーを決定する予定である。(令和 7 年度のアンバサダーは、16 個人・2 団体。令和 8 年度は現状より増加する見込み。)

#### (8)その他各種事業へのアドバイス

- ・ 上記以外の事業の企画検討、情報発信を行うものについて、適宜相談を行う
- ・ 必要に応じて、その他各種事業推進のためのアドバイスを行う

### 7 成果品

電子データは CD-R または DVD-R で2部納品すること

- ・ 本業務の取材等で得た資料(動画、画像、テキスト等)
- ・ その他本業務に関連する資料

### 8 成果品の帰属

- ア 受託者は、長岡京市に対し、本業務の成果品に関する全ての著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に定める権利を含む)を譲渡するものとする。ただし、本業務内容等により別途協議が必要な場合は、この限りではない。別途協議が必要なものは、納品時に明記すること。
- イ 長岡京市は、本業務の成果品の改変を行うことができるものとし、受託者は、本業務の成果品に関する著作権者人格権を行使しないものとする。
- ウ 受託者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。